

1 行政経営マネジメント体制の確立

- 1 実効性の高いPDCAサイクルの確立
- 2 持続可能な財政運営
- 3 公共施設等の一体的なマネジメントの推進
- 4 市民ニーズを実現する組織づくり
- 5 適正な行政運営の推進
- 6 ふるさと納税制度等を活用した地域再生の推進

2 まちの活カアップにつなげるシティプロモーション

- 1 市民に魅力が伝わるシティプロモーション
- 2 魅力ある情報発信の充実

3 開かれた市政を実現する情報公開と情報政策の推進

- 1 市民ニーズの見える化の推進
- 2 行政情報の適正な管理
- 3 スマート自治体の推進とセキュリティの強化

4 関東の中心として発展する広域行政の推進

- 1 広域行政の運営
- 2 広域事業の効果的推進

現状と課題

- 高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃にかけて迫りくる我が国の危機とその対応を想定し、国では、平成 29 年 10 月に「自治体戦略 2040 構想研究会」が設置されました。持続可能で多様な自治体による行政の展開が我が国の強靱性の向上につながるものとして、人口構造の変化に対応した自治体行政の在り方についての検討がされているところです。
- 古河市の将来的な展望としても、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040 年以降、若年人口の減少が一層加速化し、老年人口も減少していく時期を迎え、全国よりも早い時期に、人口急減に直面すると予測されています。
- このような人口減少、少子超高齢社会においては、生産年齢人口の減少に対する影響も大きく、単に労働力が減少するだけでなく、地域経済の減退を引き起こすことによる税収の減少を引き起こすなど行財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。
- これまで古河市では、合併によるスケールメリットを最大限享受すべく行政改革に積極的に取り組み、コスト削減、人員抑制、業務の効率化等を推進し「量の改革」については一定の成果をあげてきました。しかしながら、市民ニーズや行政を取り巻く課題は高度化・複雑化しており、今後も引き続きこれらの成果を維持し、効果的・効率的に市民サービスを提供するためには一層の取組が必要となります。
- これからの古河市は、限られた経営資源（人・モノ・財源・情報）を適正に配分し、行政が本来担うべき機能を発揮できる仕組みづくりが必要であり、そのためには組織ぐるみで抜本的に改革に取り組み、持続可能な行財政経営の実現が求められます。
- 職員数の抑制や権限移譲等による業務量の拡大により、職員の士気の低下や健康管理について懸念されるなか、安定的な行政サービスを提供できるよう効率的、効果的な行政運営を目指し、長期的な視点から市民ニーズや地域特性に応じた職員数を過不足なく確保するために、「新・古河市職員定員適正化計画」を平成 31 年 3 月に策定しました。今後も行政サービスの低下を招くことのない職員の配置に努めます。
- 「働き方改革」により職員の働き方に関する意識や環境も変化しています。全ての職員が意欲を持って働き、かつ、安心して子育てや介護、地域活動等にかかる時間が持てる、健康で豊かな生活が送れる職場環境づくりが求められています。
- これまで自治体の政策立案や検証は、職員の経験やスキル、勘に依存しがちでありましたが、これからは各種データを分析することで、地域課題の可視化や客観的証拠に基づいた政策立案の実現（EBPM：証拠に基づく政策立案、Evidence Based Policy Making）が求められています。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
行財政運営の改善に満足している市民の割合	64.79%	80.00%
若い世代の純移動数 戦略	- 234 人	- 170 人以下
健全化判断比率	実質公債費比率 8.6% 将来負担比率 70.2%	基準値以内

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 実効性の高いPDCAサイクルの確立 ◀ 戦略 ▶

主な取組	概要
① 総合計画に基づく施策展開の推進	毎年度の重点化施策を戦略方針として掲げ、実施計画と連動させることで実効性の高い施策の展開を推進します。
② 地方創生の推進	まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の実現に向け、人口減少に歯止めをかけるための取組と、減少した状態に対応するための取組をあわせて推進し、その効果検証を適切に行い、フィードバックすることで実効性を高めます。
③ 効果的な行政評価の確立	実施計画において事業の活動・成果指標を設定し、執行後の事業の成果についての適正な評価を行うことで、事業の事前、事後評価を連動させます。評価結果から事業実施に係る手段や事業自体を見直すことにより、効果的な施策展開を図ります。
④ 国際目標 (SDGs) の推進	SDGs [*] (持続可能な開発目標) の理念に基づき、国が提示するSDGs ローカル指標等を参考としながら、本市の自治体行政が共有可能な目標 (ターゲット) に対し、総合計画を推進することで貢献します。また、地域社会におけるSDGsの周知及び啓発活動や、地域におけるSDGsに関する取組の支援のため、多様な主体と連携し、ローカルレベルでSDGsの達成に貢献します。
⑤ EBPM の推進	EBPM によって政策の因果関係を明確にすることで、住民への説明責任を果たし、サービス向上や、業務の効率化、コスト削減につなげることが可能になることから、行政で保有している住民情報や税、福祉などの各種データを分析し、客観的根拠に基づいた政策を検討・立案するEBPMの推進を図ります。
⑥ 監査事務の充実	監査基準に基づく監査を実施し、監査結果を公表します。また、監査知識の習得と監査技術の向上に努めるとともに組織体制の充実を図っていきます。

2 持続可能な財政運営

主な取組	概要
① 効率的な財政運営	事務事業の効率化や見直しによる経費削減を継続する一方で、国からの財源の確保や地域経済の活性化による税収の増加を図り、公金の適正な管理運用に努め、経営基盤を強化します。 市民
② 財政状況の公表	地方公共団体財政健全法に基づく財政指標、決算統計指標などを用いて財政状況を検証し、広報紙・ホームページ等により広く伝え、わかりやすい情報の発信に努めます。 市民
③ 市税の適正な課税	法令に沿った公平な課税を行うために、事務の効率化を図りつつ各種課税対象の的確な把握に努めます。また、複雑な税制度について市民の理解を得られるよう職員の説明能力を高め、丁寧な対応を行うことで市税に対する理解の確保に努めます。
④ 市税の適正かつ公平な納税の推進	市税の確実な納付のため、口座振替等による納期限内納付を推進しつつ、納税の利便性向上を図るため、納付機会の拡充に努めます。また、納税の公平性を保つため、督促状・催告書の発送、必要に応じた滞納者の財産調査、法令に基づいた差し押さえ等の滞納処分を行います。滞納事案によっては、茨城租税債権管理機構と連携して滞納整理を行います。

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章 (市民協働)

2章 (健康福祉)

3章 (教育文化)

4章 (産業労働)

5章 (生活環境)

6章 (都市基盤)

7章 (行財政)

資料編

3 公共施設等の一体的なマネジメントの推進 戦略

主な取組	概要
① 公共施設の全体最適化	市が保有する公共施設を市民共有の財産、市の貴重な経営資源ととらえ、公共施設適正配置基本計画に基づき、公共施設の適正な管理及び活用を図ります。
② 庁舎のあり方の検討	分庁方式による課題を検証し、効率的で機能的な行政が展開できるよう、今後の庁舎のあり方について検討を進めます。
③ 公有財産の有効活用	本市で保有する土地・建物について、適正な管理のもと、用途廃止施設等の適切な後利用に取り組むほか、利活用が可能と考える資産については、公共公益的な利用や財源確保に向けた売却・貸付け等に取り組みます。
④ 計画的保全の推進	施設の情報、修繕履歴、点検記録などの情報を一元化し、事後保全から予防保全に取り組めます。また、全施設の長期的な保全計画を策定し、将来にわたる財政負担の平準化を図ります。 市民
⑤ 民間活力の積極的活用	官と民の役割分担を適切に行い、積極的かつ計画的に民間活力を活用し、効果的な行政運営を図ります。また、PFI*や指定管理者制度*等を推進するための民間活用ガイドラインの策定を検討します。

4 市民ニーズを実現する組織づくり

主な取組	概要
① 柔軟な組織づくり	多様な住民ニーズに対応するために、組織間の連携を重視し、市民の視点に立った柔軟で機動力のある組織の構築に努めます。
② 人事評価制度の活用	人事評価制度マニュアルの見直しを随時行い、能力と実績に基づく人事管理を行うことにより、職員の意欲と能力の向上を図る人事評価制度を推進します。
③ 人材育成の推進	古河市職員人材育成ビジョンに基づき、階層ごとに求められる役割と知識を習得する階層別研修の充実を図るとともに、職員の自己啓発を促進、支援し、職員一人ひとりの意識と能力の更なる向上に努めます。
④ 新たな人材の確保	定員適正化計画に基づき、職員の年齢構成の不均衡等の解消を図りながら、職員採用に関する検討を随時行い、古河市職員人材育成ビジョンに掲げた目指すべき職員像に共感し、活躍できる人材の確保に努めます。
⑤ 働きやすい職場環境づくり	職員がやりがいと充実感を感じながら働くことができ、健康で豊かな生活が送れる職場環境づくりに努めます。
⑥ 窓口サービスの利便性の向上	分かりやすく丁寧な接遇や、個人情報適正管理など、職員の資質向上を図るとともに、窓口取扱業務や開設時間など市民目線に立ったサービスの提供に努め、市民の利便性を向上させます。

5 適正な行政運営の推進

主な取組	概要
① 法令の順守	適正な行政運営を確保するため、条例規則等の整備を行います。また、各課事業の法律相談を実施し、法令の順守を推進します。
② 権限移譲への適切な対応	新たな法律の施行等、国・県の動向を注視し、権限移譲に適切に対応して、質の高い行政サービスを提供します。
③ 適正な入札・契約及び検査の推進	関連する法令に基づいた入札・契約及び検査を古河市の実情を踏まえ引き続き適正に実施します。
④ 統計調査の的確な実施	経済産業等の政策の基礎となる各種統計調査に対し、適切な業務体制の運用により効率的な実施に努めます。
⑤ 的確な秘書業務の遂行	円滑な市政運営のために、市長及び副市長の秘書業務(スケジュール管理等)を的確かつ迅速に行います。また、年頭に当たり、市政の発展に指導的な立場でご活躍の方々が一堂に会し、心新たに古河市のまちづくりについて思いを共有し、市民の結束力とまちづくりの推進力を高めます。あわせて、条例に基づく市政功労者及び寄付者の表彰を行います。
⑥ 適正な選挙の執行管理	適正な選挙の管理執行と、投開票作業の効率化に努めます。また、有権者の選挙に対する意識向上のため、効果的な啓発に努めます。
⑦ 公平・公正な行政の確保	公平委員会において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を執ります。職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定を行います。勤務条件その他人事管理に関する職員からの苦情相談の処理を行います。 また、固定資産評価審査委員会においては、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査を、課税主体である市組織から独立した中立的な第三者機関として審査を行います。

6 ふるさと納税制度等を活用した地域再生の推進 戦略

主な取組	概要
① ふるさと納税制度等の活用	地方創生の推進として、市民協働や健康福祉、教育文化、産業労働、生活環境、都市基盤など、あらゆる分野の施策や事業において、戦略的な目標を設定して、計画的に実施する地域再生のための取組にふるさと納税制度等を活用します。

現状と課題

- 人口減少が進む中であっても、市民自身がまちの多様な魅力に気づき、愛着を感じ、ボランティア活動などにつなげていくことができれば、市全体の活力を上げていくことが可能になります。そのために、市民自らも市の魅力発信者となれるような土台作りをし、市民がより共感できるプロモーション体制を構築していくことが必要です。
- 今後もさらなる創意工夫を重ねながら、分かりやすく、訴求力のあるホームページとなるよう、努めていくことが求められます。また、昨今のスマートフォンの普及とインターネットの即時性を最大限活用した情報発信が重要であることから、市ホームページと連動したスマートフォンアプリ「コガノイロ」を引き続き充実させていくことが大切です。
- 市からの発行物が、受け手により効果的に伝わるよう、デザイン、ロゴ等を統一して発信していくことが求められています。そのため、市の各事業については、各部署がその意義や効果が的確に伝えられるよう常に意識し、発信していくことが必要です。
- 古河フィルムコミッション*を通じた映画やドラマ等の撮影をとおり、市内の名所や隠れた魅力等が広く放映されることで、市民がまちの魅力に改めて気付くことや、新たに感じ、愛着を深めていくことが大切です。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
「こがキラ photo クラブ」による SNS での市の魅力発信回数	85 回	100 回
フィルムコミッションによる撮影数	29 回	35 回
スマートフォンアプリ「コガノイロ」のダウンロード数	4,184	8,700
広報紙の充実に満足している市民の割合	77.23%	80.00%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 市民に魅力が伝わるシティプロモーション ◀ 戦略 ▶

主な取組	概要
① シティプロモーションの推進	市役所における全庁的な発信、かつ、市民発のプロモーションも充実させ、まちの活力につながるシティプロモーションを推進します。 市民
② フィルムコミッションの推進	東京からの近接性を活かし、映画やドラマ等の撮影の誘致やメディアを通して広く古河のPRを促進し、市民の市に対する愛着が深められるように努めます。

2 魅力ある情報発信の充実 ◀ 戦略 ▶

主な取組	概要
① 広報紙の充実	市民に分かりやすく市政情報を提供するため、読みやすく、親しみやすい広報紙づくりに努めます。また、電子媒体による広報紙の発行を推進します。
② ホームページの充実	充実したホームページづくりに努め、市の各種施策や行政情報をはじめ、各種イベントや観光情報など、市内外に向けた情報の充実を図るとともに、より迅速な発信に努めます。 市民
③ 多様なツールを活用した行政情報の発信	市の概況や施策のほか、生活に関わる情報について、広報紙、市ホームページ、スマートフォンアプリ、SNS等幅広い手段により、さまざまな行政情報を提供します。 市民

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

現状と課題

- 市民の意見を尊重したまちづくりを進めていくためには、市民と行政が様々な情報を共有し、市民の行政に対する関心や理解を高めた上で、市民のニーズを適切に把握する必要があります。
- また、市民に信頼される行政を運営していくためには、行政による迅速な情報公開や適切な情報発信が重要であることから、平成 17 年度に制定した「古河市情報公開条例」及び「古河市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の保護を徹底した上で、市が保有する行政情報を公開しています。今後はさらに、公開可能なあらゆる行政情報のオープンデータ[※]化を進め、民間企業の事業や市民生活において活用することを可能にし、市民サービス向上につなげるとともに、行政の見える化により信頼性を向上させます。
- 情報システムのセキュリティ対策向上のため、「古河市情報セキュリティポリシー[※]」の推進や、CSIRT[※]運用などにより、情報の適切な管理とリスク対策に努めていきます。
- 情報システムの行政での適切な運用に加えて、市民や事業者のニーズに沿った地域社会の情報化を進めて行く必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
市による情報の提供に満足している市民の割合	77.23%	90.00%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 市民ニーズの見える化の推進

主な取組	概要
① 市民満足度の測定	市民満足度を正しく測定・分析し、市政に反映する仕組みをつくることにより、市民ニーズに即したまちづくりを進めます。
② 市民の声を情報共有する体制の強化	市民の声を一元管理できるようデータベース化し、職員間で情報共有できる体制を整えます。市民の声を全庁的に把握し、迅速に適切な対応をとることで市民サービスの向上につなげるとともに、市民に信頼される市役所づくりを進めます。

2 行政情報の適正な管理 戦略

主な取組	概要
① 情報公開・個人情報保護の推進	情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、個人情報を適切に管理するとともに、情報の公開に努めます。また、公開状況及び個人情報開示状況を公表します。
② 文書の適正管理	文書の適正な管理に努め、情報公開の円滑な推進を図ります。また、文書の電子化及び電子決裁を推進します。
③ 審議会等情報の公開	附属機関である審議会等の会議の情報を公開します。
④ オープンデータの推進	市が保有する公開可能なあらゆる行政情報のオープンデータ化を進め、行政の見える化により信頼性を向上させます。

3 スマート自治体の推進とセキュリティの強化 戦略

主な取組	概要
① スマート自治体の推進	「古河市情報化推進基本計画」による既存のシステムの運用推進に加え、新たな施策としてのAI*やRPA*を含めたICTの活用を広げ、業務の効率化や市民サービスの向上に努め、スマート自治体を推進していきます。
② 情報セキュリティの強化	「古河市情報セキュリティポリシー」の推進やCSIRTの運用により、情報セキュリティの一層の強化を図ります。また、職員向けセキュリティ研修を通じてさらなる意識向上にも努めていきます。
③ 地域社会の情報化の推進	情報通信に関する市民・事業者向けの情報発信・周知などを行い、地域社会の情報化を推進していきます。
④ マイナンバーカードの普及と利活用の推進	各種手続きの簡素化や電子化による市民サービスの利便性の向上と行政運営の効率化を図ります。また、マイナンバーカードの普及を促進します。

現状と課題

- ライフスタイルの変化などにもとない、人々の日常生活は市町村の枠組みを超えて広がりを見せており、近隣の自治体が協力して取り組むべき広域的な行政課題も多くなっています。
- 現在、古河市では、これらの広域的行政課題に対して、消防や救急などの分野では「茨城西南地方広域市町村圏事務組合」を、環境分野では「さしま環境管理事務組合」を、そして行政全般分野では「県西総合振興協議会」などに参画し、これらによる取組を通じて、圏域住民のニーズに応えています。
- 古河の地には、関東の真ん中という地の利のもと、圏域の政治・文化・行政の拠点として、また、北関東と南関東を結ぶ交通拠点として、古くからその役割を果たしてきたという地理的・歴史的特性があります。この特性を活かし、関係自治体などと幅広く連携しながら、関東の中心、中核的な都市として発展していくことを目指し、地域活性化を図っていくことが重要になっています。
- また、今後は、人口減少克服に向けた全国的な動きの中で、地域間競争のさらなる激化が予想されますが、勝者と敗者を生む「競争」ではなく、お互いの協力と役割分担のもとに、圏域としての発展を図っていく「協創」という観点からも、共通する課題に対して周辺自治体などとの連携を図っていくことが大切です。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
近隣自治体との共同事務件数 戦略	12 件	15 件
昼夜間人口比率 戦略	0.93	1.00

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 広域行政の運営 戦略

主な取組	概要
① 周辺自治体間の連携強化	自立性の高い行政運営が求められていることから、周辺自治体や県外自治体との連携強化を図り、広域的な行政運営を推進します。
② 国・県と連携した広域的な圏域づくり	インフラ整備・地域振興のみならず、医療・教育など分野横断的に国や県に要望活動を行い、広域的な圏域づくりを推進します。
③ 中核的な都市としての役割発揮	中核的な都市としての役割を担うよう、拠点性を高めるとともに、周辺地域を牽引する都市を目指します。

2 広域事業の効果的推進 戦略

主な取組	概要
① 一部事務組合等の効率化	構成市町との連携を強化し、共同で処理できる業務は、一部事務組合等において、効率的かつ効果的な運営を促進します。

資料編

計画策定までの経緯

事項	期日	概要
各種アンケート調査	令和元年7月～8月 令和元年12月	市民アンケート調査 職員アンケート調査
古河市総合計画策定委員会	令和元年11月5日 令和2年1月7日	【第1回】基本計画(素案)の作成 【第2回】基本計画(案)の作成
まちづくり市民会議	令和元年9月28日 令和元年10月20日 令和元年11月16日	【第1回】各グループで協議 【第2回】各グループで協議 【第3回】各グループで協議
古河市総合計画審議会	令和元年11月26日 令和2年2月4日 令和2年2月27日	【第1回】諮問、基本計画(素案)の検討 【第2回】基本計画(案)の検討 市長に答申
職員参画	令和元年9月～10月	各課ヒアリング
パブリックコメント	令和2年1月10日 ～1月29日	基本計画(案)の公表、意見の募集
古河市議会	令和2年3月(予定)	【議会全員協議会】基本計画の報告



市民参画・職員参画の概要

●市民アンケート調査

目的	第2次古河市総合計画第Ⅱ期基本計画策定に向けて、古河市が行っている様々な取組に対する評価や、これからのまちづくりに求められていることなどについて、市民の意向を伺うことを目的に実施
調査期間	令和元年7月～8月
調査対象	古河市内在住の18歳以上の男女3,500人
抽出方法	層化無作為抽出法
回収結果	有効回収数：1,278票　有効回収率：36.5%
調査項目	古河市の現在の印象、これからの古河市のまちづくり、古河市の取り組みの満足度・重要度、活動指標に関する事項、その他全般的なご意見・ご提案など

●まちづくり市民会議

目的	計画の策定段階において市民が直接参加する会議を開催し、様々な意見や提案をいただき、第Ⅱ期基本計画に反映させることを目的に実施
開催日	令和元年9月28日、10月20日、11月16日(全3回)
参加者	無作為抽出の市民、晃陽学園・盈科学園の学生等 延べ41名
概要	以下のテーマのとおりグループごとに話し合った 【第1回】 (1) 私が思う古河市の特徴(良い点・悪い点)について 【第2回】 (1) 古河市の魅力について (2) 災害への備えについて 【第3回】 (1) 子どもやお年寄りにとって住みやすいまちについて (2) 地域の力で互いに支え合うについて

●パブリックコメント

第2次古河市総合計画第Ⅱ期基本計画(案)に対する意見募集

実施期間	令和2年1月10日～1月29日
意見数	延べ6件

●職員アンケート調査

目 的	第2次古河市総合計画第Ⅱ期基本計画策定に向けて、市の現状や課題等に対する市職員の意向を把握するために実施
調査期間	令和元年12月
調査対象	市職員880人
回収結果	有効回収数：518票　有効回収率：58.9%
調査項目	これからの古河市のまちづくり、古河市が力を入れていくべき分野、総合計画の策定や運用など

●各課ヒアリング

目 的	各分野における現状と課題や第Ⅰ期基本計画での取組状況を整理し、第Ⅱ期基本計画で位置付けるべき取組を計画に反映するため
実施期間	令和元年9月～10月
概 要	各課が記入した基本計画検討シートを基にヒアリングを実施



総合計画審議会

●古河市総合計画審議会条例

平成 17 年 9 月 12 日

条例第 18 号

改正 平成 18 年 6 月 20 日条例第 36 号

(設置)

第 1 条 本市の基本的総合計画に関する事項を審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、古河市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定及び実施の方法に関し必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

●古河市総合計画審議会規則

平成 17 年 9 月 12 日

規則第 6 号

改正 平成 18 年 10 月 1 日規則第 80 号

平成 27 年 5 月 15 日規則第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、古河市総合計画審議会条例(平成 17 年条例第 18 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、古河市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(答申)

第 2 条 諮問に関する答申は、会長(条例第 5 条第 2 項に規定する会長をいう。以下同じ。)が行う。

(会議録)

第 3 条 審議会は、会議録を備えるものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 審議会の会議(以下「会議」という。)に出席及び欠席した者の氏名
- (3) 会議に付した事件
- (4) 議事経過の要点
- (5) その他議長が必要と認める事項

(小委員会)

第 4 条 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

2 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、小委員会の会務を総理し、これを代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 その他小委員会の運営については、条例第 6 条の規定を準用する。

7 小委員会において特別事項として調査審議された事項については、委員長は、会長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第 5 条 審議会は、審議を行うため必要と認めるときは、関係ある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議(第 4 条第 1 項に規定する小委員会を含む。以下同じ。)は、原則として公開するものとする。ただし、会長又は委員長(第 4 条第 2 項に規定する委員長をいう。以下同じ。)は、会議の審議内容が次のいずれかに該当するときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 古河市情報公開条例(平成 17 年条例第 19 号)第 6 条に規定する非公開情報に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の傍聴等)

第 7 条 会議を傍聴しようとする者は、指定する場所において、会議開催予定時刻までに傍聴受付票(別記様式)

に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

- 2 傍聴人の受付は、先着順に行うものとし、傍聴人の定員は、会長又は委員長が会議室の収容人数等を考慮して定める。
- 3 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。
 - (2) 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- 4 会長又は委員長は、傍聴人が会長又は委員長の命令、係員の指示等に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年9月12日から施行する。

附 則(平成18年規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

●古河市総合計画審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

区 分	氏 名	役職等
会 長	北島富佐雄	古河市工業会 会長
副 会 長	関根ひろ子	古河市地域女性団体連絡会 会長
市議会議員	鈴木 隆	古河市議会議員
	鶴見久美子	古河市議会議員
学識経験者	篤 緑	古河市教育委員会 教育委員
	石川 康夫	古河市商工会 会長
	小林 康行	古河ケーブルテレビ株式会社 代表取締役
	塩原 隆	株式会社常陽銀行古河支店 支店長
	高橋 節子	古河市認定農業者連絡協議会総和地区女性部会 部会長
	蓮見 公男	古河商工会議所 会頭
	深谷 尚義	学校法人盈科学園 広報室室長
	宮本 京子	古河市国際交流協会 副会長
市 民	熊木津佐雄	古河市行政自治会 会長
	栗田 優次	まちづくり市民会議代表

●答申

令和2年2月27日

古河市長 針谷 力 様

古河市総合計画審議会
会 長 北島 富佐雄

第2次古河市総合計画第Ⅱ期基本計画(案)について(答申)

令和元年11月26日付古企第56号で諮問された第2次古河市総合計画第Ⅱ期基本計画(案)について、本審議会は議論を重ねてまいりました。

議論の過程で出された意見について、下記の通り集約し答申いたしますので、第Ⅱ期基本計画の策定及びその推進にあたっては、これらについて十分に配慮されるよう求めます。

記

- 1 基本計画策定時に市民の意見を聴取するために実施しているアンケート調査やまちづくり市民会議について、多くの市民の意見を計画に反映させるために、アンケート調査の回収率の向上や市民会議の参加者の増加に引き続き努められたい。
- 2 市の人口が約40年後には9万人にまで減少すると推計しているが、これが現実とならないためにも、市の立地特性を生かした企業誘致による雇用の創出や独自の資源を生かした観光施策等を外部へアピールする取組を進めるなど、人口を増やす具体的な施策に取り組まれたい。
- 3 第Ⅰ期基本計画から4年が経過し、当時とは市民や行政の災害に対する認識が大きく変化している。これらを踏まえ、居住している地域の危険度や、避難所の立地などの情報を伝達する取組、また自主防災組織を強化する取組を進められたい。
- 4 基本計画の推進について、序章に「計画の実効性を高める」旨の記載があるが、計画の実効性を担保するために、目標値の進行管理に取り組まれたい。また、総合計画に対する市民の理解を深めるために、様々な媒体を活用して市の取組の情報発信に努められたい。

庁内策定組織

●古河市総合計画策定委員会規程

平成 17 年 9 月 12 日

訓令第 3 号

改正 平成 18 年 4 月 1 日訓令第 27 号

平成 19 年 4 月 1 日訓令第 15 号

平成 22 年 4 月 1 日訓令第 10 号

平成 25 年 3 月 29 日訓令第 3 号

平成 27 年 3 月 31 日訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 進展する社会経済情勢に対処しつつ、将来の市のあり方を検討し、長期的視野にたつて総合計画を立てるため、古河市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員等)

第 2 条 委員会の委員は、古河市庁議規程（平成 17 年訓令第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する者とする。

2 委員会の委員長は、市長をもって充て、委員長に事故があるときは、副市長が代理する。

(会議)

第 3 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 総合計画に必要な調査資料の収集に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、総合計画に関すること。

(下部組織)

第 4 条 委員長は、必要に応じて委員会の下部組織として分科会、ワーキンググループ等を置くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、企画課が担当する。

(補則)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

附 則（平成 18 年訓令第 27 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年訓令第 15 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年訓令第 10 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

成果指標一覧

1 市民協働

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
1 市民参加と協働のまちづくりの推進	市民参加と協働のまちづくりに関する市民満足度	総合計画市民アンケートにおける市民参加と協働のまちづくりに不満を感じていない市民の割合	76.68%	90.00%
2 元気なコミュニティの形成	地域コミュニティ団体の設立割合	設立団体数(17地区) / 全地区数(20地区)	85%	100%
	市民活動支援センターの利用団体数	1年間の延べ利用団体数	624 団体	680 団体
3 男女が尊重し合いともに輝く男女共同参画社会の実現	審議会等委員への女性の登用率	市の審議会等委員の女性委員の数を委員の総数で除した数字	26.2%	35.0%
	女性の労働力率 戦略	市の25歳~44歳の女性を対象として人数を抽出し、就業者数を総数(労働力状態)で除した数字	70.0%	77.0%
4 一人ひとりを尊重する人権意識の高揚	市主催による人権啓発活動や人権研修会に関与した人数	市や県が主催する人権教育講演会や人権リーダー育成講座等への参加者数	499人	520人
	市職員・人権擁護委員等による人権教室や人権作文・人権街宣活動に関与した人数	人権作文コンテストや各小中学校で実施する人権教室等の児童生徒の参加者数	6,238人	6,300人
5 国際交流と地域間交流の推進	市内の在住外国人数	市民総合窓口課発行の国籍別人員調査表	3,760人	4,000人
	在住外国人支援センター外国人アットホーム in 古河での対応言語数	アットホームで勤務しているサポーター数(言語数)	8言語	9言語
	姉妹都市関連事業に参加した団体数	申請いただいた姉妹都市交流補助金団体数の総数	4団体	5団体

2 健康福祉

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
1 互いに支え合う地域福祉の推進	地域福祉活動に参加している人の市民全体に占める割合(20歳以上)	地域での見守り活動やボランティア等の活動に参加している人の市民全体に占める割合	14.0%	20.0%
	自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	人口10万人当たりの自殺者数	21.4人	14.4人
	災害時避難行動要支援者の個別支援計画の作成数	避難行動要支援者が、災害時に命を守るためにどのような避難行動をとればよいかを記載した個別の避難計画の作成数(予測)	250件	1,500件

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
2 いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実	介護予防に資する住民主体の通いの場への参加率	65歳以上の高齢者人口に対する介護予防に資する住民主体の通いの場への参加者の割合	4.59%	6.00%
	65歳以上人口に占める要介護・要支援認定率	介護保険制度における要介護・要支援者が65歳以上被保険者に占める割合	14.60%	15.60%
	要介護度が前回の認定より軽度化した高齢者の割合	現在の受給者のうち、更新申請・区変、新規申請の介護度の変化を集計したものの介護度の重度化防止の指標	13.0%	13.0%
3 地域での生活と社会参加を支援する障害者福祉の充実	地域で生活している障がい者の割合(1-入所者数/手帳所持者)	障がい者手帳を所持しているが入所施設に入所していない人の割合(1-入所者数/手帳所持者*100)	97.3%	98.0%
	就労移行支援事業の利用者	市内就労支援サービス事業所における就労移行支援事業の年間利用者数	41人	48人
4 自立した尊厳ある生活を支援する生活困窮者対策の充実	生活保護から自立した世帯の割合	生活保護から自立(死亡、引き取りを含む)した世帯数の全生活保護世帯に占める割合	10.5%	11.5%
	就労支援プログラムにより就労に結び付いた人数	就労支援プログラムにより就労に結び付いた人数(就労後継続して生活保護を受けている人を含む)	55人	65人
	生活困窮者自立支援制度の相談支援を受けた人のうち、就労による自立を達成した人の割合	生活困窮者自立支援制度の相談支援を受けた人のうち、就労による自立支援を達成した人の割合	10.8%	20.0%
5 生涯にわたる健康づくりの推進	特定健康診査の受診率	国民健康保険制度における特定健康診査を受診した市民の受診対象者に占める割合	33.0%	60.0%
	後期高齢者健康診査の受診率	後期高齢者医療保険制度における健康診査を受診した市民の受診対象者に占める割合	26.7%	31.7%
	産婦健康診査の受診率	産婦健康診査(2週間、1か月)の受診率	75.1%	85.0%
	乳幼児健康診査の受診率	乳幼児健康診査(3~4か月児、1歳6か月児、3歳児)の受診率	97.2%	98.0%
	ヘルストレーニングルーム利用人数(2か所)	古河福祉の森会館 総和福祉センター(健康の駅)	39,777人	41,700人
6 市民の健康づくりを支える医療と救急体制の充実	献血者数	実施日数 55日間 協力団体数 37団体	2,564人	3,200人
7 社会保障の充実	国民健康保険加入者ひとり当たりの医療費	国民健康保険制度における加入者ひとり当たりの医療費(年間医療費/被保険者数)	267,656円	265,000円
	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用率	国民健康保険制度における後発医薬品利用率(後発医薬品/後発医薬品のある先発医薬品+後発医薬品)	81.11%	83.00%

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
8 安心して産み育てられる子育て支援の充実	合計特殊出生率 戦略	一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数	1.38%	1.52%
	子育て支援に関する市民満足度	総合計画市民アンケートにおける子育て支援に満足している市民の割合	66.98%	80.00%
	保育所の待機児童数 戦略	保育所の待機児童数	15人	0人
	地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談する場)での相談件数	地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談する場)での相談件数	537件	800件
	児童虐待・DVの相談件数	児童虐待・DVの相談件数	① 69件 ② 30件	① 65件 ② 30件

3 教育文化

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
1 市民のニーズに合った生涯学習の充実	生涯学習の充実に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける生涯学習に満足している市民の割合	77.70%	90.00%
	生涯学習活動に参加している市民の割合	総合計画市民アンケートにおけるこの1年間に、市が実施する講座や教室等を利用した生涯学習活動を行った市民の割合	12.4%	15.0%
	代表する生涯学習施設の利用者数(中央公民館、古河東公民館、三和地域交流センター)	市内三地区における代表的な生涯学習施設の利用者数	中央 51,035人 古河東 34,860人 三和 42,165人	中央 54,000人 古河東 37,000人 三和 45,000人
	市内図書館における市民一人あたりの図書等の貸し出し数	貸し出し延べ冊数/人口	2.58冊	2.80冊
2 生きる力を育む学校教育の充実	全国学力・学習状況調査(質問紙の状況)における将来に関する意識の項目について、肯定的な回答を行った児童生徒の割合<市立小学校・市立中学校>	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)における将来に関する意識の項目について「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合	小 85.4% 中 70.0%	小 90.0% 中 80.0%
	全国学力・学習状況調査(教科の調査結果)における全国(国公立)平均正答率との比較<市立小学校・市立中学校>	全国学力・学習状況調査(教科の調査結果)における全国(国公立)平均正答率との比較(全国の各教科の正答数/全問題数-市の各教科の生徒数/全問題数)	小 -2.2 ポイント 中 -3.4 ポイント	小 +1.0 ポイント 中 +0.5 ポイント
	全国学力・学習状況調査(質問紙の状況)における自己肯定感に関する意識の項目について、肯定的な回答を行った児童生徒の割合<市立小学校・市立中学校>	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)における設問「自分には、よいところがあると思いますか」に「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合	小 81.5% 中 71.8%	小 90.0% 中 80.0%

序章

基本構想の概要

第Ⅱ期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国(公立)体力合計点との比較<市立小学校・市立中学校>	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国(国公立)体力合計点との比較(全国の体力合計点-市の体力合計点)	小+1.3 ポイント 中+3.2 ポイント	小+3.0 ポイント 中+5.0 ポイント
3 安心して学べる教育環境の充実	学校教育の充実に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける学校教育の充実に満足している市民の割合	74.18%	80.00%
	放課後児童クラブ希望者入所率 戦略	児童クラブ入所者数/児童クラブ入所希望者数*100	98.91%	100.00%
	児童生徒健康診断受診率	受診児童生徒数/児童生徒数*100	小学校 99.62% 中学校 97.63%	小中学校 100.00%
4 子どもの健全な成長のための学校給食の充実	学校給食残滓の割合	出席した人数分の学校給食の提供量に対し、食べられずに残された給食の量の割合	自校 12.4% センター 13.0%	自校 8.0% センター 11.0%
	学校給食における地場産物の活用割合	調査対象期間における献立の全食材数のうち地場産の使用食材数の割合	42.80%	57.50%
5 未来を担う青少年の健全育成	全国学力・学習状況調査(質問紙の状況)における家の人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事について話しますか]に[している]「どちらかと言えばしている」と回答した割合	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)における設問「家の人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事について話しますか]に[している]「どちらかと言えばしている」と回答した割合	小 74.5% 中 77.2%	小 84.0% 中 80.0%
	全国学力・学習状況調査(質問紙の状況)における今住んでいる地域の行事に参加する児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)における設問「今住んでいる地域の行事に参加していますか]に[当てはまる]「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合	小 63.2% 中 48.2%	小 67.0% 中 51.0%
	家庭教育学級の加入率	小中学校家庭教育学級加入率(家庭教育学級加入者数/児童生徒数*100)	79.6%	100.0%
	青少年の健全育成に協力する店	登録店舗数	157件	180件
	こどもを守る110番の家の登録件数	登録世帯数	2,954件	3,000件
6 市民が親しめる生涯スポーツの推進	週1回以上スポーツをする市民の割合	週1回以上スポーツをする市民の割合(18歳以上)	53.5%	60.0%
7 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興	文化施設各館年間入館者数(歴博、篆刻、街美、文学館、三資、記念館、画室、旧宅)	各館の年間入館者合計数の直近3ヶ年の平均値	100,826人	112,000人
	文化財保存団体数	文化財保存団体数	17団体	18団体
	文化協会会員数	文化協会会員数	2,628人	2,800人
	市民文化祭等催事来場者数	市民文化祭等催事来場者数	19,449人	23,000人

4 産業労働

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
1 消費者ニーズに対応した商業の振興	民間消費支出流出入率(順位(1719市町村中)) 戦略	地域内に支出された金額に対する地域外から流入・地域外に流出した金額の割合。プラス値は地域外からの流入、マイナス値は地域外への流出を示す。	-23.4% (1,430位)	-21.2% (1,300位)
	小売業の事業所数 戦略	地域経済分析システム(商業統計調査・経済センサス(活動調査))による小売業の事業所数	986件	986件
	飲食等サービス業の事業所数 戦略	地域経済分析システム(経済センサス(基礎・活動調査))による宿泊・飲食・生活関連サービス・娯楽業の事業所数	976件	976件
	空き店舗活用の新規取組数	商店街の空き店舗等対策事業補助金を活用し、新規に出店した店舗数	3件	5件
	小売業の年間商品販売額 戦略	地域経済分析システム(商業統計調査・経済センサス(活動調査))による小売業の年間商品販売額	154,480 百万円	160,968 百万円
2 地域の特性を活かした工業の振興と企業誘致	製造品出荷額等及び全国自治体における順位 戦略	地域経済分析システム(工業統計)による製造品出荷額等及び全国自治体における順位	1,040,200 百万円 59位	1,070,000 百万円 56位
	製造業への従業者数 戦略	工業統計表地域別統計表データにおける製造業従業者数	18,307人	18,600人
	企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業該当者数	企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励金交付該当世帯数	778世帯	1,000世帯
	企業誘致による延べ市内新規雇用者数 戦略	誘致企業による市内新規雇用者の延べ人数	176人	300人
3 安定的に農畜産物を供給する農業の振興	農業産出額 戦略	農林水産省が公表する農業産出額の推計結果	1,676 千万円	1,760 千万円
	経営耕地面積	地域経済分析システム(農林業センサス)による経営耕作地面積	332,268a	330,000a
	荒廃農地率	荒廃農地調査による荒廃農地率(荒廃農地面積/農地面積)	4.98%	3.35%
	認定農業者数 戦略	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農地所有適格法人等の数 担い手農業者とも呼ばれる	274 経営体	300 経営体
4 地域ブランドの創造による観光の振興	ふるさと納税による古河産品の発送数 戦略	ふるさと納税により古河市の産品が市外の人に発送された件数	10,753件	20,000件
	観光客動態調査における入込客数 戦略	市内公園及び道の駅、観光イベント時の年間の来場者数	2,218,265人	2,220,000人
	昼間の滞在人口 戦略	昼間の滞在人口	国勢調査 人口以下	国勢調査 人口以上

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
5 雇用の確保と労働環境の充実	有効求人倍率	古河公共職業安定所の「令和元年度業務概要」職業紹介状況による平成30年度有効求人倍率	1.49	1.50
	市内事業所従業者数 戦略	地域経済分析システム(経済センサス)による市内事業所従業者数	57,575人	60,000人
	市内労働率	平成27年国勢調査就業状態基本集計結果による労働力率	61.9%	62.0%
6 安心できる消費生活の確保	消費生活相談苦情相談の解決率	平成30年度古河市消費生活センターに寄せられた相談案件の解決率	97.84%	98.00%
	消費生活センター啓発活動実施回数	古河市消費生活センターが啓発活動を実施した件数	23件	28件
7 意欲を活かす創業の促進	創業比率 戦略	地域経済分析システム(事業所・企業統計調査、経済センサス(基礎・活動調査))による創業比率	3.44%	3.79%
	創業支援ネットワークを活用した創業者数	古河市創業支援ネットワーク関連の個別相談会等に参加し、市内に創業した人の数	10人	15人

5 生活環境

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
1 安定した水供給のための上水道の整備	石綿セメント管残存率	布設替をしている石綿セメント管全延長に対する残延長	65.42%	11.09%
	上水道の普及率	行政人口に対する給水人口の割合(野木町の一部含む)	95.7%	96.5%
2 快適な暮らしを支える下水の整備	汚水処理人口普及率 戦略	総人口に対する下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を利用している人口の割合	81.0%	86.0%
3 安全・安心に暮らせる住環境づくり	市内住宅の耐震化率	住宅・土地統計調査に基づく推計	83.6%(推計)	95.0%
	職員の応急危険度判定士資格者数	資格数の増加率	25人	40人
	職員の被災宅地危険度判定士資格者数	資格数の増加率	16人	20人
4 多様な自然環境の保全と継承	自然環境の保全に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける自然環境の保全に満足している市民の割合	80.75%	87.00%
	ECO フェスタ古河来場者数	環境問題啓発イベント「ECO フェスタ古河」来場者数	9,500人(平成30年度)	10,000人
5 公害の防止	河川水水質測定地点における環境基準達成率	一級河川及び水路等の水質測定において、国の定める水質汚濁に係る環境基準の達成率	77.8%	80.0%
6 環境美化の推進	環境美化活動への市民参加人数	渡良瀬クリーン作戦の環境美化活動に参加した市民の数	2,250人	2,500人
	アダプト・プログラム参加団体数	地域の美化活動に対して里親として登録された団体数	24団体	25団体

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
7 ごみの適正な処理と資源循環の推進	市民1人1日あたりのごみ排出量	ゴミの排出量/人口/365日	905.0g	860.7g
	リサイクル率	家庭系ごみ・事業系ごみに占める資源化量の割合	16.3%	19.6%
8 人と自然にやさしい都市づくりのための地球温暖化の防止	温室効果ガス排出量結果と基準年度との比較	古河市地球温暖化防止対策実行計画により削減した基準年度(平成20年度)に対する温室効果ガスの削減率(電気の使用に関する排出係数をH20で固定)	-1.2%	-9.0%
9 災害に強いまちづくりの推進	防災対策の充実に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける防災対策の充実に満足している市民の割合	72.07%	80.00%
	自主防災組織率(世帯) 戦略	組織化されている世帯数/全世帯*100	74.80%	80.00%
	非常用備蓄食料	備蓄食数/備蓄計画目標食数	54,336食	121,500食
10 市民の生命や財産を守る消防の強化	建物火災発生件数	年間の建物火災発生件数	26件	23件
	消防団員数	消防団員数	384人	426人
11 市民と取り組む防犯まちづくりの推進	刑法犯認知件数	年間の刑法犯認知件数	993件	845件
	空き家バンク物件契約の成立件数	年間の空き家バンク物件契約成立件数	—	10件
12 市民の暮らしを守る交通安全の確保	古河市内の人身交通事故発生件数	年間の人身交通事故発生件数	300件	255件以下
	古河市内の交通事故死傷者数	年間の交通事故による死傷者数	376人	320人以下

6 都市基盤

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
1 都市の活力を支える道路の整備	道路の整備に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける道路の整備に満足している市民の割合	52.27%	80.00%
	都市計画道路の整備率	都市計画道路の供用開始率	58.30%	58.70%
	狭あい道路割合(延長)の解消	4m以上の道路比率	39%	40%
2 安全で自由に移動できる交通環境の充実	バスなどの公共交通の充実に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおけるバスなどの公共交通の充実に満足している市民の割合	44.52%	66.00%
	循環バスやデマンド交通、地域公共交通年間延べ利用者数	年間の循環バス・デマンド交通を利用した延べ人数	215,541人	219,070人
3 うるおいと憩いのある水と緑のまちづくり	水辺の有効利用、公園や緑地の整備に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける水辺の有効利用、公園や緑地の整備に満足している市民の割合	72.46%	80.00%
	一人あたりの公園面積(都市公園以外を含む)	都市公園以外を含む公園面積/人口	14.7㎡/人	15.3㎡/人

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
4 風土に根ざした美しい景観の形成	美しい景観の形成に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける美しい景観の形成に満足している市民の割合	73.16%	90.00%
	景観形成事業による景観賞表彰団体	景観形成事業に関わった市民・まちづくり活動団体の表彰件数	14件	24件
	屋外広告物申請届出件数	屋外広告物許可件数(新規・更新)	331件	365件
5 地域の魅力を高める土地利用と都市計画の推進	人口集中地区(DID)内の人口密度 戦略	人口集中地区の人口/人口集中地区面積	5,222.9人/k㎡	5,300.0人/k㎡
	地籍調査進捗率	完了面積/計画面積	55.27%	56.24%
6 良好な市街地や集落地の整備	区画整理事業進捗率	現在施行している土地区画整理事業における事業費の執行状況から見た進捗率(決算ベース)	49.5%	62.0%
	地区内公共施設の整備状況	供用を開始した地区内公共施設(道路、水路など)の面積	13.6ha	15.6ha
	地区内宅地の整備状況	使用収益を開始した地区内宅地の面積	11.9ha	14.3ha

7 行財政

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
1 行政経営マネジメント体制の確立	行財政運営の改善に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける行財政運営の改善に満足している市民の割合	64.79%	80.00%
	若い世代の純移動数 戦略	0~49歳の純移動数(転入-転出)	-234人	-170人以下
	健全化判断比率	実質公債費比率:普通会計の公債費の標準財政規模に対する比率 将来負担比率:普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率	実質公債費比率 8.6% 将来負担比率 70.2%	基準値以内
2 まちの活カアップにつなげるシティプロモーション	「こがキラ photo クラブ」によるSNSでの市の魅力発信回数	市の魅力発信をSNSで行っている「こがキラ photo クラブ」が年間に掲載した回数	85回	100回
	フィルムコミッションによる撮影数	市内において撮影された映画やドラマ等の年間の撮影数	29回	35回
	スマートフォンアプリ「コガノイロ」のダウンロード数	市の情報発信ツールであるスマートフォン「コガノイロ」がダウンロードされた総数	4,184	8,700
	広報紙の充実に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける広報の充実に満足している市民の割合	77.23%	80.00%

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
3 開かれた市政を実現する情報公開と情報政策の推進	市による情報の提供に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける情報の提供に満足している市民の割合	77.23%	90.00%
4 関東の中心として発展する広域行政の推進	近隣自治体との共同事務件数 戦略	他市町村との広域連携により実施している共同事務処理件数	12件	15件
	昼夜間人口比率 戦略	昼夜間人口比率 (昼間人口 / 夜間人口)	0.93	1.00

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

用語解説

あ行

アダプト・プログラム	市民と行政が協働で進める、まちの美化に向けた取組のこと。アダプトとは英語で「養子にする」の意味であり、公共の場所などを養子に見立て、市民が里親となって美化活動等を行うことを指す。
オープンデータ	インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータのこと。

か行

ガバナンス	統治、支配、管理またはそのための機構や方法。
キャリア	経歴や職歴のこと。一生にわたる一連の職業上の活動や行為。
共助	身近な地域の住民同士などで互いに助け合う行為。
クイックプロジェクト	地域特性を踏まえた新たな整備手法（道路線形に合わせた施工等）により、低コストで効率的な下水道整備を行い、未整備地域の解消を目指す計画。
グリーンツーリズム	緑豊かな農山村地域において、農林業の体験をするなど、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置づけられる。
健康寿命	一人の人間の生存期間（平均寿命）のうち、元気で活動的に暮らせる期間のこと。
減災	災害後の対応よりも事前の対応を重視し、計画的に取り組むことで被害の軽減を図ること。
公開承認施設	文化庁が認定した国宝・重要文化財の公開に適合した施設。企画展における重要文化財等の公開手続きが簡素化されるといった優遇措置が受けられる。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数。
高齢化率	全体の人口に占める 65 歳以上人口の割合。
コンパクトシティ	90 年代初頭から着目され始めた都市形態のこと。様々な都市機能を小さなエリアに集中させることで、歩いて生活を完結させ、効率的で環境負荷が低い街を実現しようという考え方に基づいている。

さ行

再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー源の総称。太陽光発電、風力発電、バイオマス利用、水力発電、地熱発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、地中熱利用等がある。
暫定水利権	水源が安定的に確保されていない水利使用で、許可期限の到来とともに失効する水利権。

ジェネリック医薬品	新薬の特許が切れた後に、厚生労働省の承認を得て製造・販売される薬のこと。新薬に比べて開発費が大幅に削減できるため、新薬と同じ有効成分・同等の効き目でありながら、薬の価格を低く抑えることができる。
循環型社会	持続可能な社会を生み出すために、生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効活用、さらに環境負荷を最小限に抑えることなどを目指すこと。大量生産・大量消費・大量廃棄に代わる考え方として使われる。
指定管理者制度	公の施設の管理に株式会社・民間業者などを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的として、地方自治法の一部改正により導入された。
情報セキュリティポリシー	組織における情報を守るために施す対策や、規約をまとめた文章のこと。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、法律的に支援する制度。
セーフティマイトウン	市民が警察などと連携し、地域の見回りをしたり、防犯教室を開催したりして、地域の安全を守る活動。

た行

長期優良住宅	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。一定の基準を満たした認定長期優良住宅は、税制面での優遇などを受けられる。
テーマコミュニティ団体	特定の地域問題の解決や前進に向け、一定の分野に特化した活動を行うコミュニティ団体。
転作物	生産調整によって稲から他の作物へ栽培をかえることを転作といい、代表的な転作物として大豆や麦が挙げられる。

な行

年少人口	0歳から14歳までの人口のこと。
------	------------------

は行

パブリックコメント	政策や計画、条例の立案にあたり、行政が原案を公表して事前に市民から意見を求め、施策に反映させる市民参加の手法。
バリアフリー	障がい者や高齢者など自立した生活ができるように、道路や建築物など物理的な障壁だけでなく、制度や人権、さらには文化や情報、意識などの障壁を取り除くこと。
樋管（ひかん）	用水の取り入れや内水の排水などのため、あるいは洪水の時に支川や水路への逆流を防ぐための施設。
ファシリティマネジメント	所有する土地・建物・設備などを経営にとって最適な状態で運営し、維持するための総合的な管理手法のこと。近年、この手法により公共施設の管理・運営にあたらうという地方自治体が増えている。
ファンドレイジング	NPOなどの公益的な法人が、その活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為を称する。
フィルムコミッション	映画等の撮影場所の誘致や撮影を支援することによって、地域活性化、文化振興、観光振興を図る。

ら行

ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。各締約国が自国の領域内にある湿地を指定するほか、湿地及びその動植物の保全のため取るべき措置について規定している。
レセプト	診療報酬明細書の通称。病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行する。
6次産業化	農林水産業と2次産業・3次産業を融合・連携させることによって、農山漁村の有する農林水産物、自然エネルギー、伝統文化などの「地域資源」を、食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出し、地域ビジネスや新産業を創出すること。

A ~ (アルファベット)

AI	Artificial Intelligence の略。学習、推論、問題解決、判断、知識表現など人間の能力に近い機能を持ったコンピュータによる情報処理システムのこと。
CSIRT	Computer Security Incident Response Team の略。外部ネットワークを介してのコンピュータへの攻撃や脅威に対処する組織体のこと。
ICT	Information (情報) や communication (通信) に関する技術の総称。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味だが、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより明確にしている。
LGBT	Lesbian (女性同性愛者)、Gay (男性同性愛者)、Bisexual (両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー: 出生時に診断された性と自認する性の不一致) の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー (性的少数者) の一部の人々を指した総称。
NPO	Nonprofit Organization の略。政府や私企業とは異なった独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
PDCA	Plan (計画)、Do (実施・実行)、Check (点検・評価)、Action (処置・改善) を一連のサイクルとして、継続的に実施することにより、事業等の改善を目指す手法。
PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。
RPA	Robotic Process Automation の略。人工知能を備えたロボット技術等により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。
SDGs	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS の略で、持続可能な開発目標と訳される。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標であり、環境、経済、社会に関する17のゴールと169のターゲットで構成されている。取組の主体は政府、企業、地域、市民などあらゆるレベルで取り組まれることが期待されている。
SNS	Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して、社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

第 2 次古河市総合計画 第Ⅱ期基本計画

編集・発行

古河市企画政策部企画課

〒 306-0291 茨城県古河市下大野 2248 番地

T E L 0280-92-3111 (代表)

H P <https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp>
